

第10回 さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会 会議録

- 1 日時 平成18年5月15日(月) 午後7時～午後8時30分
- 2 場所 消費生活センター研修室A(シビックセンター地下2階)
- 3 出席者 専門委員会委員 内山巖雄委員長、安達修一委員長職務代理、名取雄司委員、松平隆光委員、前田峰子委員、永倉冬史委員、今井桂子委員、森英記委員
専門委員会幹事 大角男女協働子育て支援部長、大黒保健衛生部長、太田資源環境部長、奥山施設管理部長
区職員 中西保育課長、石原保健予防課長、高橋環境対策課長、中村施設管理課長、佐藤保育係長、豊田主査
- 4 配付資料
資料第1号「心理相談・健康リスク相談について」
資料第2号「石綿に関する健康管理等専門家会議報告書の概要」
資料第3号「石綿による疾病の認定基準について」
資料第4号「アスベスト含有建築物解体等工事に係る届出等について」
資料第4-2号「文京区建築物の解体工事前周知等に関する指導要綱」の概要(追加)
資料第5号「区施設のアスベスト対策の再点検結果等について」
資料第6号「区施設アスベスト対策(区営住宅)について」
資料第7号「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の区側案と代理人による修正案比」
資料第8号「健康対策実施要綱案に対する保護者・代理人のご意見」

5 会議進行

事務局より

保育課長から、今年度から新たに男女協働子育て支援部ができ、保育課が男女協働子育て支援部に所属した。さらに、人事異動により、大角男女協働子育て支援部長、大黒保健衛生部長が専門委員会幹事になったこと。及び、事務局として高橋環境対策課長、中西保育課長及び豊田主査、岡本主事の紹介があった。さらに、所属する部の名称が変わったことにより、文京区立さしがや保育園アスベスト専門委員会要綱の一部を改正した旨の説明があった。

委員長から、委員の任期について発言があったが、現委員の任期については最初の委員なので、4年間の任期がある旨の確認があった。さらに委員長から、健康相談の要綱等については、要綱の検討事項に入っていないため、今回はその他の中で、議論してもらいたい。今後は、委員の中から健康対策を実施するに当たって必要とする事項について提案があったら協議した上で、この場で議論することにしたい、という内容の発言があった。なお、保育課長から、各委員に送付した資料について誤りがあった旨のお詫びがあった。

アスベスト心理相談・健康リスク相談の実績について

保育課長 資料第1号について、平成16年度は9回、平成17年度は8回、今年度の分を併せると合計19回となる。昨年度から職員についても相談を開始し、4人の相談があ

った。また、健康手帳の配付が48冊、台帳の整理の未把握者が3名というのは、昨年9月の報告内容と変化がなかったので、今回の報告に載せなかった。心理相談や健康相談に関してご意見を伺い、今後相談を続ける上で参考にしたい。

専門委員 子どもたちの年齢が、喫煙者が出てくる年頃なので相談は継続が必要である。日曜日にも昨年1回やった気がする。専門委員会ニュースで曜日も含めて周知したら如何か。

その他

アスベストに対する国等の対応について

専門委員 資料第2号の石綿に関する健康管理等専門家会議報告書の概要として、厚生労働省が今年の2月にまとめられたもので、さしがや保育園のアスベストのばく露の健康対策にも参考になる。

報告書では、住民の不安解消のためには、十分な情報提供と相談体制の充実を図ることが大切だとして、相談窓口での自記式簡易調査票を活用することで、住民の不安解消や、的確な相談及び診断に活用していくことが考えられるとしている。さらに、石綿ばく露に関する健康管理については、一般住民に対して、一律に胸部エックス線検査を実施することは、検査による発見率が低く検査時の放射線被ばくにより発がんリスクが高まることなどから、石綿ばく露があると考えられる者を対象に、聞き取り調査により検査を行うべきである。石綿のばく露があると判断した場合には、胸部エックス線直接撮影を実施し、必要に応じて胸部CT撮影を実施する。

さらに、石綿ばく露歴がある者が喫煙習慣のある場合、肺がんの発症リスクが高まるという報告もあることから、禁煙を勧めることも大変重要であるとしている。

引き続き資料第3号の改正労災認定基準について、今年初めに成立した「石綿による健康被害の救済に関する法律」では、「石綿が原因の中皮腫と肺がん」による疾患の救済措置がとられることから、労災基準もこれに適合する措置として、「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」から提出された報告書を踏まえ作成されたものである。

労災の認定については、ある一定の期間特定の業務について退職するに際し、一定の発症があったものについて認定されていた。しかし中皮腫等に関しては、そういった要件では、救済されるものが限定されるため、健康被害者救済という観点から改正が行われた。

主な改正内容として、中皮腫などのアスベスト（石綿）関連疾患について、石綿肺の所見が得られない者が発症した場合は、1年以上の石綿作業歴がある者が中皮腫の診断等がなされていることの確認ができれば、石綿肺の所見が得られない場合でも特段医学的所見を求めないこととした。

一方、肺がんについては、これまで石綿肺の所見がない者が発症した場合、肺に

一定量以上の石綿を吸引しているという医学的所見が得られれば、石綿ばく露作業の従事期間が10年に満たなくても労災を認定することとした。

このように石綿ばく露作業労働者に発症した肺がんや中皮腫等の石綿関連疾患の業務上以外でも判断することができる労災認定基準を、2月9日付けで改正するものである。

当委員会の基準と比較すると、文京区の場合は良性石綿胸膜炎が入っている点や、国の労災認定基準では、悪性にかかわらず中皮腫についてはほぼ職業に基づかない場合でも認定される点が異なる。

アスベストに対する区の対応について

環境対策課長 資料第4号について、アスベスト含有建築物解体工事の際届出が義務付けられたものである。大気汚染防止法では、平成18年3月1日より作業の内容を見やすい場所に掲示することが義務づけられた。また、東京都の環境確保条例によれば、吹き付け石綿が使用されている建物については工事開始日の14日前までに作業場所、作業期間、作業方法などを区長に届け出る必要がある。次に資料第4号の2について、昨年11月1日から施行の文京区建築物解体工事の事前周知に関する指導要綱の概要は、文京区内で解体される全ての工事に適用されるものであるが、木造建築物の解体工事と木造建築物以外の解体工事によって標識の設置時期や、近隣説明会等の実施に違いがある。さらに、アスベストが使用されていることが判明した場合は、アスベスト除去工事開始前の7日前までに除去計画の報告をしなければならない。また石綿の含有建材についても説明義務がある。成形板の除去の場合にも適用がある。

施設管理課長 資料第5号は、区施設のアスベスト対策の再点検について報告するものである。学校施設等については、すでに中間報告として公表したが、今回はその他の区施設についても、あわせてお知らせするものである。調査した施設は、622施設である。

アスベストが露出した状態にある箇所として、教育の森公園の機械室の壁及び天井面、音羽地域活動センターの階段室の天井面や文京区民センターのエレベーター機械室の天井面などである。また、囲い込みを行った場所としては、青柳小学校の図工準備室の天井裏、第五中学校の給食室休憩室前室の天井裏、第六中学校の第一音楽室の天井裏、文京区民センターのボランティア活動室Aの天井裏などがある。なお、露出状態にある箇所としては、浮遊粉塵濃度測定を行い、空気中にアスベストが飛散していないことを確認している。

資料第6号の区施設アスベスト対策（区営住宅）について、過去の教訓等のもと、全ての区の施設を対象に点検する方針で進めてきた。

東京都から移管された、区営住宅については都移管の施設であり、東京都は「アスベスト含有なし」との認識が示されていたが、その後、居住者への配慮し

つつ、点検を進めてきた。その結果を報告するものである。

区営住宅 3 団地（白山四丁目アパート 3 棟、本駒込二丁目アパート 1 棟、関口二丁目アパート 1 棟、いずれも RC 造・3 階建）について、現地で目視調査を実施した。その結果、「1 団地(白山四丁目アパート 3 棟の各 1・2 階住戸の天井面)」において、アスベスト含有吹付け材（露出、固形化されたひる石）の使用が判明（クリソタイル、おおむね 2%）した。なお、浮遊粉塵濃度測定の結果、空气中にアスベストが飛散していないことを確認した。

今後は、居住施設としてより万全を期すため、他区の先行事例を参考に、該当する住戸（36 戸）天井面の「囲い込み工事（幕天井システム工法）」を実施する。居住者へ説明と希望者には保健所による健康相談を受けられるようにする。

専門委員 区営住宅については、アスベストセンターにも相談があった。東京都から移管された施設にはまだアスベストがある。ひる石の吹き付けなどが確認されるケースがあり、再度分析調査が必要である。文京区のアスベストへの対応には評価している。要望として、今後アスベストの除去工事が盛んに行われることが予想される。その場合、新規参入業者等ですさんな工事が行われないう監視が必要である。

専門委員 住民に対する対応は。

施設管理課長 住民に対する説明会を 4 月末にしている。

保健予防課長 保健予防課の予防係が窓口になっている。ばく露には専門外来を紹介する。不安に対する相談には、一般的な話をして相談に乗る。

健康対策実施要綱（案）の現状について

保育課長 資料第 7 号については、今回の委員会の議題についてご提案をお願いした際に、専門委員からご提案の申し出があった内容のものであるが、今回は、その他の中で説明させていただくものである。

アスベスト健康対策の要綱については、平成 15 年 12 月に答申された文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会報告書に基づくものであり、すでに実施しているものも含め、要綱の中に規定して実施を図るものである。要綱の作成については、保護者に対する説明会を開いて、保護者側の代理人から提出されたものが代理人案である。なお、この資料第 7 号は、昨年 12 月に保護者に配付されたものである。

区側の原案と代理人案を比較すると、代理人案では、冒頭に「文京区は、平成 11 年 7 月文京区立さしがや保育園改修工事において、適切な注意を欠き、アスベストばく露事故（以下「本件事故」という。）を起こし、アスベストの脱落や剥離という事態を生じさせ、園児及びその保護者に大変ご迷惑をおかけしたことを心からお詫びし、今後このような事態を再び起さないよう再発防止に努めることを誓約し、健康対策を実施する。」としているが、健康対策の実施要綱であるので、お詫びや誓約は、そぐわないと考えているものである。

第2条について代理人案では、「・・・台帳の整理について、健康対策対象者全員の生存期間中及び損害賠償に関する時効期間満了時まで保存する。」としているが、要綱は廃止しない限り永続的なものと考えているので、期限を設ける必要はないと考えている。

第3条について代理人案は、「区長は、健康対策を実施するに当たって必要な事項について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成16年3月31日15文福育第1599号）に定める文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問し、区長の責任を持って、健康対策を実施する。」としているが、区長が健康対策の詳細について要綱を整備し実施することで、実施責任が生るので、代理人案のように明記する必要はないと考えている。

また、第3条1項「区長は、専門委員会の委員として、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等検討委員会委員及び保護者の推薦を受けたものを委嘱する。委員の改選にあたっては前任者が後任者の推薦をするものとし保護者・本人はその家族等適任者を推薦する事ができる。」2項「委員が、本件事故当時同園に在園していた園児の被害回復や健康対策の実施にとって支障ある場合は、本件事故当時同園に在園していた園児やその保護者ら5人以上により、解任及び選任を区長に提案することができる。区長は、その提案到達後3ヶ月以内に、本件事故当時同園に在園していた園児らとその保護者らに、提案のあった旨を告知し園児及び保護者らの意思確認をする書面やeメールアドレスなどへの送信を行うなどし、20人以上の同意ある場合は、解任及び選任を行わなければならない。」としているが、1項及び2項は、専門委員会設置要綱の条項になるので、実施要綱に登載は、考えていない。

第9条の「悪性中皮腫（胸膜、腹膜及び心膜等）、良性石綿胸膜炎、肺がん及び将来、医学の発展によってアスベストに関連すると認められた疾患が発症した場合、専門委員会（既に解散している場合には新しく組織する。）の最新の知見による判定に基づき、今回の事故に起因しないことが明らかでないかぎり、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費、遺族保障費、介護費用及び弔慰金など、アスベストばく露に伴う関連費用を負担する。」因果関係については、現時点の医学的見地から、疾患ごとに異なっており、悪性中皮腫とアスベストの関係は90%程度認められているが、肺がんは様々な要因を含んでいるため特定できていない。なお、悪性中皮腫を含め症状が発症した場合も全てさしがやの事件に起因するとことになると、専門委員会の機能の一つである判定の機能が果たせなくなるおそれがある。

10条の建物のアスベスト対策として、文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱を整備し対応している。

最後に、付則2要綱の改正が被害者の利益であることが判断される場合は、第3条に定める専門委員会に諮問し、その答申を得て改正する、となっているが、要綱

の改正が、被害者の利益になるかどうかを、公正に判断することはできないので、登載は不相当であると考えている。

以上が、区側案と代理人案との相違点であり、区としては遅くとも今年度中に目途をつけたいと考えている。

続いて資料第8号について、平成17年11月28日までに意見をいただいているものである。

冒頭では、「別途謝罪する際がいつなのかははっきりしません。本来なら和解が成立した時点で全保護者に謝罪すべきだったのではないのでしょうか。」「お詫びや誓約」をここですというより、本要綱の制定趣旨を冒頭に掲げるという意味で提案している。

第2について、「要綱は、区の内部規定にすぎず、いつでも改変・廃止が可能です。」そうした性質をもっているからこそ、「きちんと運用するから信頼してくれ」的な扱いではなく、明文化することで、縛りをかける必要がある。

第3について、「委員の改正に関するところは、委員の設置要綱の方を改正し織り込む方針であるという事を明記してほしい。」

第9について、「判定できない場合の立証責任を被害者側に負わせることは合理性を欠きます。また、国の制度設計は参考にするとしても、文京区は文京区としての制度設計を決断する必要があります。行政が自ら過失を犯したことに対する責任を追うポイントはまさにここにあります。「因果関係が判定できない事例に対して補償することについて、一般住民からの監査請求に対して説明がつかなければならぬ。」というご説明がありましたが、行政が過去に自ら犯した過失に対する処理であれば、一般住民も納得されるのではないかと。また、「判定できない場合がありうることを前提とする、しかし、グレーゾーンの負担を発病し、仕事もできず、治療費の捻出に負われる被害者側に負わせ、他方、故意にも近い重大な過失があった加害者であり、専門委員会にも諮問しうる区に負担させないことは、合理性を欠きます。むしろ、グレーゾーンを区が負担するというルールを定めておくことが、被害者の心理的安定、ストレス軽減の見地からも、重要な健康対策と考えます。さらに、グレーゾーンを区が負担するとなれば、実質的な研究が進むものと期待できますが、そうでなければ区として、グレーゾーンを狭める動機付けに欠くこととなります。いったん信頼関係が壊れています。区にグレーゾーンの負担がない中でグレーゾーンを狭めようとする努力を区が長年に亘って行うとは信頼できません。さまざまな立法でも、被害者側の立証責任を軽減させてようとしています。たとえば、公害健康被害補償法、製造物責任、偽造盗難カードによる引き下ろしの場合などがある。」

第10について、「建築物のアスベスト対策は、健康対策の第一の柱です。本要綱からはずすのは適切ではありません。また、「アスベスト対策会議」が解散した場合には、対策が継続される保証がありません。また、現在の指導要綱では、届出

の対象が解体工事のみです。改修工事も含めるべきですので、含めるよう要望します。」また、「届出対象となる石綿使用状況は、「吹き付け石綿及び石綿を含有する保温材」とされており、成形板などの石綿含有建材が含まれていません。含有建材も解体・改修時に適切な処置をとらないと、石綿を飛散させることになるため、石綿含有建材も届出対象に入れるべきです。石綿含有建材を届け出対象とするよう要望する。」

付則の2について、「要綱の改正が被害者の利益であると専門委員会が判断する場合は」という文言に言い換えるよう提案する。以上が保護者からいただいているご意見である。

その他

保育課長 森委員から、保護者が今日まで心配していることや要望について述べたいという申し出がありましたので、委員長、資料を配付してもよろしいでしょうか。

委員長 資料を配付してください。

専門委員 資料について説明する。

40年以上以降におきる不測の事態に備えて、判定はその時点で解決できるのか要綱の方向性を委員会で見出していきたいと考えている。私たちが心配していることや要望をまとめたもので、として、アスベストの被害は100年間も継続されるものと考えられるが、がその表記はない。として、中皮腫の進行は速く特に心配です。新法では、肺がんとは別の扱いにならないのか。肺がんは判定が難しいため現状ではグレーゾーンになる可能性が高いその場合の判定基準はどのように設けていくのか、今後専門委員会で話し合われるのか。因果関係の認定に関しては、被害救済の観点から相当程度の可能性が認められる場合はといった被害者救済の表記にすることが妥当と考えている。国の新法との関係はどうなるのか。新法が制定されて、さしがやの被害者の場合は国と区両方から救済されると考えてよいのか、あるいは、国と区の間を子供たちがたらいまわしにされるような事態があるのでは、と心配する保護者もいる。専門委員の安定した人材の確保の保証の仕組みを作っていたきたい。建築物のアスベスト対策について、区のアスベスト対策会議とアスベスト専門委員会の連動性を明確にしていきたい。アスベスト対策会議にもアスベスト専門委員会の考え方を反映させることができれば真の健康対策につながると考える。

私たちは、訴えを避けたいため、いろいろ提案しているが、健康対策の要綱の作成がなかなか進まないのに、いらだちを感じる。個人で話をするには専門的な知識が必要なので、難しい。要綱の作成と協定を結ぶことも考えているが、全員の確認を取っていない。

なお今後、アスベスト専門委員の改選時期を迎えるが、人選の方法についても検討して欲しい。

委員長 今後議題としてあげていただいたらどうでしょうか。

専門委員 アスベスト専門委員会としても、委員会の会議録や、委員会ニュースを発行して委員会の活動状況を周知する。また、保護者のみに限らず一般の人を対象に健康対策を兼ねたシンポジウムを開いたり、アスベスト講座等で、禁煙教育を行うことなどをやったらどうでしょうか。主催は、区の主催というよりもアスベスト専門委員会主催という形でできないだろうか。さしがやのアスベストの問題も、一般の人に理解してもらえば、アスベストに対する理解が深まると思う。

専門委員 昨年の 12 月現在の区側の案について、弁護士から報告を受けて説明を受けている。逆に、直接交渉をしたら我々の立場はどうなるのか。我々としては、専門委員会の見解が欲しい。

委員長 今日は、この辺のところでは如何でしょうか。

保育課長 次回は弁護士と相談を受けた内容について、7 月ごろをめどに委員会を開催したい。

以上